

第 4 0 号議案

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 加東市福祉医療費助成に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(25) 〔略〕 (26) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(25) 〔略〕 (26) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての

世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が４月から６月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第３１３条第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項第２２号に規定する各種所得の金額（同法第３５条第２項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第４項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「８０万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によって計算した金額から１０万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が４月から６月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第３１３条第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項第２２号に規定する各種所得の金額（同法第３５条第２項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第４項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「８０万９，０００円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によって計算した金額から１０万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(27) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。

（助成対象者）

第3条 〔略〕

2 前項に掲げる者のうち、高齢期移行者、重度障害者、母子家

(27) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万9,000円以下である者をいう。

（助成対象者）

第3条 〔略〕

2 前項に掲げる者のうち、高齢期移行者、重度障害者、母子家

庭の母、父子家庭の父及び遺児（養育者がある場合は、当該養育者）にあつては、それぞれ次に掲げる要件を備えているものとする。 (1) 高齢期移行者 高齢期移行者のうち、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万円</u>以下の者であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。 ア・イ 〔略〕 (2)・(3) 〔略〕 3 〔略〕	庭の母、父子家庭の父及び遺児（養育者がある場合は、当該養育者）にあつては、それぞれ次に掲げる要件を備えているものとする。 (1) 高齢期移行者 高齢期移行者のうち、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9,000円</u>以下の者であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。 ア・イ 〔略〕 (2)・(3) 〔略〕 3 〔略〕
---	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例（平成18年加東市条例第121号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及び<u>すべての</u>世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及び<u>全て</u>の世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。

以下「法」という。)の規定による療養、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る療養(以下「療養」という。)のあった月の属する年度(療養のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年(療養のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当

以下「法」という。)の規定による療養、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る療養(以下「療養」という。)のあった月の属する年度(療養のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあった月の属する年の前年(療養のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該

該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が<u>80万円</u>以下であるものをいう。 (4) 〔略〕	合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が<u>80万9,000円</u>以下であるものをいう。 (4) 〔略〕
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費又は高齢重度障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

第 4 0 号議案 要旨

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国民年金額の引き上げにより、福祉医療費助成に係る県実施要綱の低所得区分の基準額が引き上げられることに伴い、市の福祉医療費助成の低所得区分の基準額について、同様の引き上げを行うものである。

2 改正内容

次に掲げる条例について、低所得区分の認定に係る基準額を 8 0 万円から 8 0 万 9 千円に改めること。

- (1) 加東市福祉医療費助成に関する条例（第 1 条関係）
- (2) 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例（第 2 条関係）

3 施行期日 令和 7 年 7 月 1 日